

いよいよ来月「通知カード」が届きます！

マイナンバーの通知が始まります！

マイナンバー（個人番号）とは、平成27年10月から日本国内の全住民に通知される一人ひとり異なる12桁の番号のことで、マイナンバーをきちんと受け取って活用するために、次の4つのポイントを確認して、有効に利用しましょう。



ポイント1 住所確認

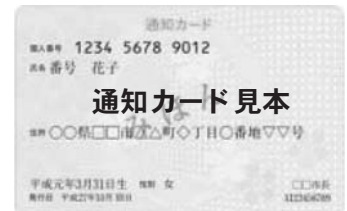
原則として、マイナンバーは住民票に記載された世帯ごとに世帯主の方へお送りします。住民票の住所と異なるお住まいの方は、受け取ることができない可能性があります（通知カードは転送されません）のでご注意ください。（ただし、長期間、病院に入院しているなど、やむを得ない理由に該当する場合は、あらかじめ申請することで、現在お住まいの場所（居所）でも受け取ることができます。申請期限がありますので、お早めにお問い合わせください。）



ポイント2 簡易書留の中身を確認

マイナンバーは、10月以降に簡易書留（世帯主宛）で届きます。次の3つが入っているか確かめましょう。

- 1 マイナンバーの「通知カード」※大切に保管してください。
- 2 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- 3 マイナンバーについての説明書



ポイント3 個人番号カードを申請

個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や、様々な本人確認の場面で利用できる「公的身分証明書」であり、本人の申請により「無料」で取得することができます。

申請方法は主に次の2つです。

- ▶ 郵送で申請 個人番号カードの申請書にご本人の写真を貼り、必要事項を記入し押印のうえ、返信用封筒に入れて郵便ポストへ
- ▶ オンラインで申請 スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請



ポイント4 個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、ご本人が役場の窓口で受け取れます。（代理人による受取りも可能です。）

「無料」で受け取れますが、その際には、次の3つが必要となります。

- 1 大切に保管していた「通知カード」
- 2 申請後に届く、個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」
- 3 運転免許証などの本人確認書類（代理人による受取りの場合、ほかに必要な書類があります。）

受け取る際に、オンラインでの本人確認等に使用する「暗証番号」の設定が必要になります。

住民基本台帳カードをお持ちの方は、返却が必要です。



表面：氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真



裏面：マイナンバー等が記載、ICチップ搭載

お問い合わせ

- ▶ マイナンバーコールセンター ☎ 0570-20-0178（午前9:30～午後5:30 土日祝日、年末年始のぞく）
- ▶ 通知カード・個人番号カードに関すること 町民課総合受付係 ☎ 68-7003（課直通）
- ▶ マイナンバー全般に関すること 総務課情報管理係 ☎ 62-1211